

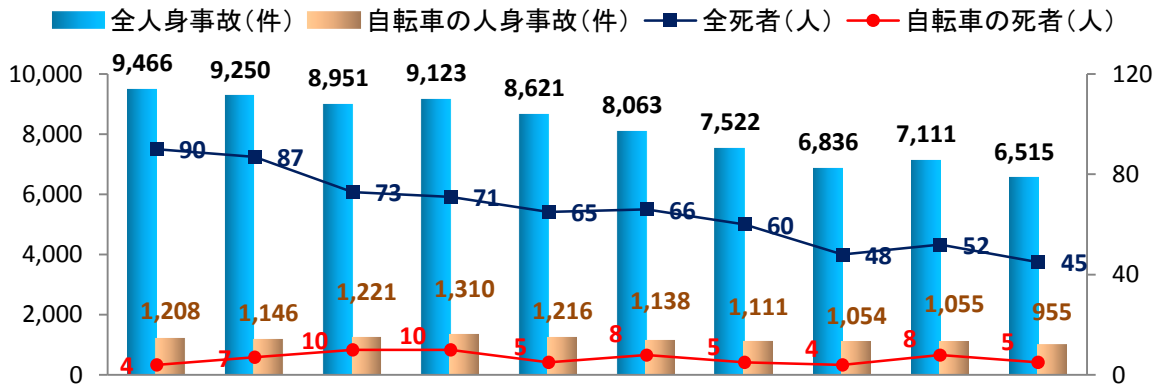
# 自転車の交通事故防止



奈良県警察

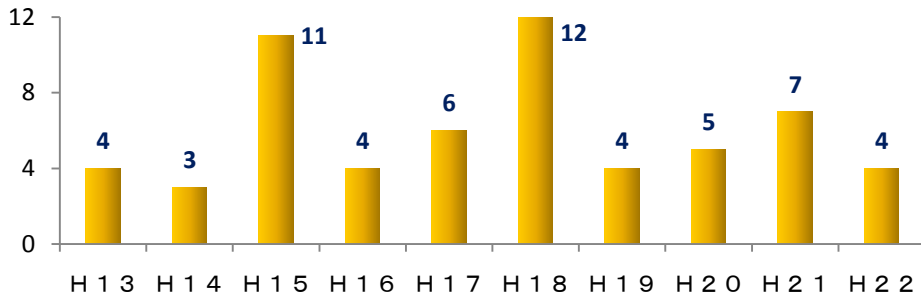
## ☆ 自転車の交通事故データ

全人身事故に占める自転車の交通事故年別推移(過去10年間)

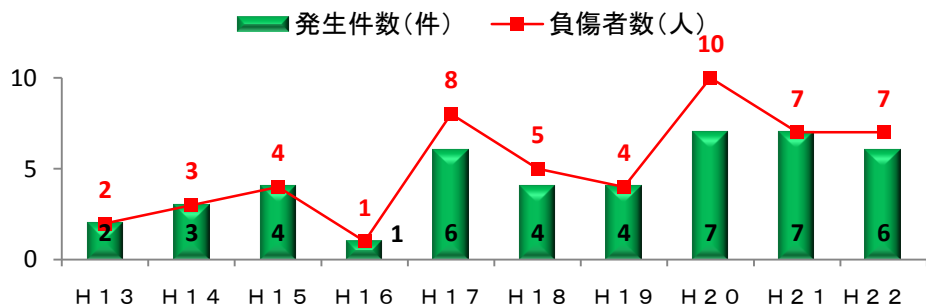


	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全人身事故(件)	9,466	9,250	8,951	9,123	8,621	8,063	7,522	6,836	7,111	6,515
自転車の人身事故(件)	1,208	1,146	1,221	1,310	1,216	1,138	1,111	1,054	1,055	955
自転車の構成率(%)	12.8	12.4	13.6	14.4	14.1	14.1	14.8	15.4	14.8	14.7
全死者(人)	90	87	73	71	65	66	60	48	52	45
自転車の死者(人)	4	7	10	10	5	8	5	4	8	5
自転車の構成率(%)	4.4	8.0	13.7	14.1	7.7	12.1	8.3	8.3	15.4	11.1

## 自転車対歩行者の交通事故年別推移



## 自転車対自転車の交通事故年別推移



○ 自転車も事故を起こせば、刑事責任(自転車側に重大な過失があり、人を死傷させた場合、重過失致死傷【刑法第211条第1項後段】)に問われる場合があります。)と民事責任がかかります。

## 守ろう！「自転車安全利用五則」

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 **安全ルールを守る**
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



### 4 安全ルールを守る とは？

- ◆ 道路交通法では、**自転車は自動車やバイクなどと同じ車両の一種**で道路を通行する場合は車両としての交通ルールを守らなければなりません。

#### ○ 飲酒運転の禁止 自転車も、飲酒運転は禁止。

【酒気帯び運転等の禁止】道路交通法第65条第1項

罰則…酒酔い運転(注1)5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(注1)酒酔い運転とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等を運転したものをいう。



#### ○ 二人乗りの禁止

《二人乗りの例外》 ～16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児を同乗させる場合～



6歳未満の幼児1人を  
幼児用座席に乗車



6歳未満の幼児1人を  
ひも等で確実に背負い、  
6歳未満の幼児1人を  
幼児用座席に乗車



幼児用座席に6歳未満の  
幼児2人を乗車  
(幼児2人同乗用自転車)



「幼児2人同乗用自転車」は  
国内の安全基準であるSGマーク  
やBAAマークなどの付いた安全  
な自転車を利用しましょう。



幼児2人同乗基準適合車  
社団法人自転車協会



【乗車の制限】 道路交通法第57条第2項  
奈良県道路交通法施行細則第13条  
罰則…2万円以下の罰金又は科料

○ **並進の禁止** 自転車は、「並進可」の標識があるところ以外では並んで走ってはならない。



「並進可」の標識

【並進の禁止】道路交通法第19条  
罰則...2万円以下の罰金又は科料



○ **夜間のライト点灯義務** 夜間(日没から日の出までの間)は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。

【車両等の灯火】道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項  
道路交通法施行令第18条第1項第5号  
奈良県道路交通法施行細則第12条  
罰則...5万円以下の罰金



○ **交差点での信号遵守と一時停止・安全確認**

- ◇ 信号機のある交差点では信号機の信号を守る。
- ◇ 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従う。



【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条  
罰則...3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- ◇ 信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は一時停止しなければならない。
- ◇ 狭い道から広い道に出るときは徐行しなければならない。

【指定場所における一時停止】道路交通法第43条  
罰則...3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

【交差点における他の車両等との関係等】道路交通法第36条第3項  
罰則...3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## 事故に備えて、TSマーク付帯保険に入りましょう

- 自転車利用中に事故に遭ってけがをしたり、歩行者や自転車に衝突してけがを負わせてしまった場合に対処できる保険に「TSマーク付帯保険」があります。
- 自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明するTSマークを自転車にはってもらいと、傷害保険・賠償責任保険がつきます。

※ 保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検整備を受けて、保険の更新をしましょう。



青色TSマーク



赤色TSマーク

### 傷害保険

○入院15日以上(一律)10万円※(1万円) ○死亡・重度後遺障害(1~4級)(一律)100万円※(30万円)

### 賠償責任保険限度額

○死亡・重度後遺障害(1~7級)(限度額)2000万円※(1000万円)

※( )内は青色TSマークの補償額です。

**自転車は「軽車両」車の仲間です！  
交通ルールをしっかりと守って安全に乗りましょう！**

